

令和7年4月8日
文化庁著作権課

「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案の概要」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年1月20日から令和7年2月19日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、793件の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

	主な御意見の概要	御意見に対する文化庁の考え方
文化庁告示案の概要全体について	<p>本告示案(1)未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置について、現在のところ必要かつ十分と考えているが、これから創設される分野横断権利情報検索システムが実用面でも大いに機能し、著作物の利用を検討している方々の省力化につながることを期待する。本施策により、今まで以上に未管理公表著作物の利用が円滑化されることに期待するとともに、今後の施策の実効性が重要になると考えられるため注視していきたい。</p>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p>
	<p>著作権者に連絡をして、応答がなければ利用できるようになるという制度には反対。</p>	<p>未管理著作物裁定制度は、著作権者が必ずしもその利用ニーズに気付かなかつた著作物の利用を促し、著作権者がその利用の対価を得ることを促すものです。著作権者が自身の著作物について、本制度による利用を希望しない場合には、自身のHPや著作物周辺に、「無断転載禁止」や「非営利での利用は許諾不要」といった利用ルールを明記したり、「利用希望の方はこちらに連絡をください」などと利用したい場合の問合せ先を明記することで、当該著作物は本制度の対象とはなりません。</p>
	<p>権利情報検索システムが未整備の状況で、整備されている前提の制度を進めることについて反対。</p>	<p>分野横断権利情報検索システムについては、制度施行までに整備されるよう、現在構築に向けた取組を行っているところです。</p>
文化庁告示案の概要(1)に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・意思確認の期間が14日間というのは短すぎるのではないか。たまたまその間連絡を取れない場合があるため、もっと長期間にすべきではないか。 ・新たな裁定制度の導入は、政府がコンテンツ産業を成長産業と定義し、日本の新たな成長分野として取り組んでいることに呼応しており、埋もれた素晴らしい著作物に新たに息を吹き込み、日本をコンテンツ大国への発展させる可能性を秘めたものであると考える。他方、意思確認に 	<p>著作権者の応答を確認する期間については、民法に基づく公示による意思表示や、民事訴訟法に基づく公示送達によって、相手方に到達したものとみなす期間が14日間であることを参考に設定したものです。</p>

	<p>14日間もかかるなど、日本が本気でコンテンツ大国を目指すためにはまだまだ超えるべきハードルがあるのではないかと。</p>	
	<p>著作権者の意思を確認する手続きが煩雑であり、迅速で効率的な利用に結びつかないのではないかと。</p>	<p>未管理著作物裁定制度は、文化庁長官の裁定により著作物の利用を認める制度であるため、著作権者の意思を確認する措置が適切に行われる必要があると考えています。なお、本制度の創設により、著作物に関して利用ルールや利用したい場合の問合せ先の明記が促進され、著作物の適正な利用の円滑化と対価還元促進の効果が期待されると考えています。また、裁定に係る手続についても、民間機関である窓口組織を活用し、利用者・著作権者双方の負担軽減を図る予定です。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・未管理公表著作物等の定義が曖昧であり、意思確認の真正性をどう担保するのか曖昧。 ・利用者が法律を都合よく解釈し、十分な意思確認措置を経ずに裁定を求めてきたらどのように対応するのか。 	<p>裁定の申請がなされた際、意思確認の要件を含む必要な措置が取られているかを確認することとなります。要件を満たさない場合、文化庁長官は「裁定をしない処分」を行います。なお、本制度の詳細な運用については、今後ガイドラインなどを策定・公表する予定です。</p>
	<p>海外の連絡先しかない場合どのようになるのか不明である。</p>	<p>外国の連絡先しかない場合には、外国の著作権者の著作物であることが想定されます。この場合、当該著作権者に我が国の著作権法に基づく対応を求めることが困難であることから、当該著作物は本制度の対象とはなりません。</p>
	<p>二次的著作物の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>二次的著作物の利用にあたっては、当該二次的著作物の著作権者だけでなく、原著物の著作権者の許諾を得ることも必要になります。この考え方については、未管理著作物裁定制度においても変わるものではありません。</p>
	<p>複数の著作権者がいる場合にはそれぞれの著作権者に対して同様の手続きを行うのか、一部の著作権者しか判明しない場合はどうなるのか等の疑問が残るため、具体的な例示を行っていただきたい。</p>	<p>原則として、著作物の利用にあたり、複数の著作権者がいる場合には、全ての著作権者の許諾を得る必要があります。この考え方については、未管理著作物裁定においても変わるものではありません。例えば、一部の著作権者の許諾は取れたものの、残りの著作権者の意思が確認できない場合などについて、意思が確認できない著作権者に対する権利処理として本制度を活用することも可能です。</p>

	<p>著作権者の意思を確認する措置の中にインターネットでの検索が挙げられているが、どの程度の範囲で検索を行えば「確認した」と言えるのかについて曖昧であるためある程度の指針を示していただきたい。</p>	<p>本制度の詳細な運用については、今後ガイドラインなどを策定・公表する予定です。</p>
	<p>本制度を利用しようとする個人や小規模事業者にとって、権利情報検索や連絡先の特定は負担が大きいことが想定されるため、分かりやすい指針を示していただきたい。</p>	<p>個人や小規模事業者にとっても利用しやすくなるよう、本制度の詳細な運用については、今後ガイドラインなどを策定・公表する予定です。</p>
	<p>案に概ね同意するが、著作者が既に亡くなっている場合や代理人がいる場合の措置についても議論していただきたい。</p>	<p>著作物の利用にあたっては、著作者が既に亡くなっている場合や代理人がいる場合についても、著作権の相続人や代理人の許諾を得る必要があります。この点は未管理著作物裁定制度においても変わるものではありません。</p>
	<p>著作権者への意思確認にあたり、著作権関係団体との連絡をもって著作権者と「連絡が取れた」と評価してしまうのは懸念がある。その後の登録確認機関や利用者との運用・手順を明確にしていきたい。</p>	<p>意思確認にあたっては、基本的には著作権関係団体への連絡ではなく、著作権者への連絡が必要となります。なお、本制度の詳細な運用については、今後作成する未管理著作物裁定に関する運用のガイドラインなどにおいて整理を行い、本制度の施行までに公開する予定です。</p>
	<p>「また、上記の連絡は国内のものとして認められる連絡先等に対して行うものとする」とあるが、ドメインが「.jp」でないメールアドレスやウェブサイトは、どこまでが国内のものとして認められるのか。また、外国企業が提供する SNS 等の日本在住者のアカウントは、国内の連絡先として認められるのか。</p>	<p>日本国内で発行された著作物の周辺や、日本語で日本国内向けに配信された著作物の周辺、日本語で日本国内向けに開かれているウェブサイトなどを確認して判明した連絡先等は国内のものとして判断することになります。外国企業が提供する SNS 等のアカウントであっても、日本在住者が運営していることが明らかなものについては、国内の連絡先として判断されることとなります。</p>
<p>文化庁告示案の概要(2)に関するご意見</p>	<p>連絡を取って応答がないものは、使わせないという意思表示として利用不可とすべき。</p>	<p>未管理著作物裁定制度は、著作権者が必ずしもその利用ニーズに気付かなかった著作物の利用を促し、著作権者がその利用の対価を得ることを促すものであって、外形的に著作権者の意思を確認できないものを対象にした制度です。なお、著作権者が自身の著作物について、本制度による利用を希望しない場合には、自身のHPや著作物周辺に、「無断転載禁止」や「非営利で</p>

		<p>の利用は許諾不要」といった利用ルールを明記したり、「利用希望の方はこちらに連絡をください」などと利用したい場合の問合せ先を明記することで、当該著作物は本制度の対象とはなりません。</p>
	<p>連絡先を公開していなければ使われるのは、プライバシーの観点から問題である。</p>	<p>著作権者が自身の著作物について本制度による利用を希望しない場合には、利用したい場合の問合せ先を明記する以外にも、自身のHPや著作物周辺に、「無断転載禁止」や「非営利での利用は許諾不要」といった利用ルールを明記することで、当該著作物は本制度の対象とはなりません。このため、必ずしも連絡先を公開する必要はありません。</p>
	<p>イラスト作品など一部の創作物は、意思表示の文章があると作品性が損なわれるおそれがあるところ、著作物周辺に意思を表示することができず、意思が確認できないとされ、本制度の対象となってしまうのではないかと。</p>	<p>著作物周辺だけでなく、著作権者自身のHPに利用ルールや利用したい場合の問合せ先を明記することで、当該著作物は本制度の対象とはなりません。なお、著作物周辺の具体例として、当該著作物がイラスト集など紙媒体に掲載されている場合は表紙や奥付など、インターネット上で公開されている場合は同一サイト内やコンテンツ投稿サイトの説明文などが考えられます。</p>
	<p>著作権者が意思表示を行う場合の具体例や標準的な記載方法についての指針を示していただきたい。</p>	<p>本制度の詳細な運用については、今後ガイドラインなどを策定・公表する予定です。</p>
	<p>絶版等資料について、著作権者の明確な意思表示があったとしても裁定の対象になると理解したが、国会図書館への納本制度により、著作物を重版し続けられる資金力のない著作権者の著作物は、明確な意思表示を行ったとしても、著作権者の意思に反して裁定で利用されてしまうのではないかと。</p>	<p>国立国会図書館が自動公衆送信を行える絶版等資料については、当該資料に意思表示がされていたとしても、著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報には該当せず、その表示に限っては無効となります。他方で、自身のHP等において、当該資料に関する意思表示がなされていた場合には、有効な意思表示となり、当該著作物は本制度の対象とはなりません。なお、国立国会図書館における絶版等資料の自動公衆送信については、同館において、一定の要件を満たす場合に自動公衆送信の停止の申出を受け付けているものと承知しています。</p>
その他	<p>法改正の内容に賛成である/反対である。</p>	<p>本告示については、国会における審議を経て、令和5年の著作権法改正により創設された未管理著作物裁定について、改正後の著作権法第67</p>

		<p>条の3に基づき文化庁長官の定めに委任される事項について定めを行うものです。</p>
	<p>著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認しやすくするような取組を行うべきではないか。</p>	<p>利用者が著作権者の意思を確認することに資するよう、文化庁では分野横断権利情報検索システムの構築に向けた取組を進めています。</p>